令和８年度臓器移植実施体制推進支援事業　対象経費の取扱いについて

○対象経費：臓器移植実施体制推進支援事業の実施に必要な諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託費

【対象経費の取扱い】

本事業における対象経費及び対象外経費の例について以下の通りまとめている。なお、**以下に記載の内容はあくまで一例であるため、以下に記載されていない内容も補助対象になる。本事業の趣旨に沿っており、臓器移植の推進に資するものである場合、可能な限り本事業において補助したいと考えていることから、もし対象経費に関して、疑義が生じた場合は幅広に移植医療対策推進室にご相談いただきたい。**

No.	科目	補助対象となるもの（例）	補助対象とならないもの（例）	備考
1	諸謝金	・会議や研修会等において、外部から招へいした講師等、当該会議等において指導的な役割を担う個人に対し、その指導等に対する謝意を表すために支払う経費 ・移植実施推進施設から給与・手当等の支給を受けている職員等が、所定労働時間外に行われる研修会等の講師等を行う場合の謝礼に要する経費。ただし、時間外労働手当等との併給は不可。 ・他の移植実施施設から給与・手当等の支給を受けている職員が臓器摘出チームに参画する場合において、所定労働時間外に発生した臓器摘出事例に対応する場合の謝礼に要する経費。ただし、時間外労働手当等との併給は不可。 ・本事業において必要となるマニュアルや手順書、出版物を刊行するに当たって、本事業参画者以外であって特に専門的知見を有する者に執筆や監修を依頼した場合の謝礼に要する経費	・謝品 ・単に会議や打ち合わせ等に出席した者に対する諸謝金	・支給単価については、移植実施推進施設の謝金規程等、明確な根拠に基づき決定すること。対外的に説明が困難な単価により支出したものについては、補助金の返還の対象となる場合がある。
2	旅費	・関連学会等が実施するシミュレーション訓練や臓器移植に係る研修会等へ参加するために要した交通費等。 ・移植実施推進施設の職員が地域の医療機関に対して実施する研修会や情報提供に要した交通費等。 ・他の移植実施施設に所属する移植外科医や移植内科医等の臓器移植に関する医師や医療関係職種が移植実施推進施設において実地研修を受けるにあたって要した交通費等。 ・招聘した講師等の交通費 ・そのほか、摘出支援のチーム参画を依頼・調整するために参加施設等における打ち合わせに参加するために要した交通費等	・単に学会や学術集会に参加するための旅費 ・他の移植実施推進施設を視察する旅費 ・鉄道賃のグリーン料金や航空賃のスーパーシート等の特別料金 ・レンタカーやタクシーの利用に係る経費 ・臓器摘出時に摘出医等が用いた交通機関の経費はこれまで通り、療養費としてレシピエントから請求すること	・支給単価については、移植実施推進施設の旅費規程等、明確な根拠に基づき決定すること。対外的に説明が困難な単価により支出したものについては、補助金の返還の対象となる場合がある。 ・レンタカーやタクシーの利用に係る経費については、臓器摘出事例発生時や公共交通機関が整っていない場合等、緊急性や時間的な制約により、公共交通機関による移動では支障をきたす場合は、補助対象となる場合がある。
3	備品費	・耐用年数１年以上かつ取得価格10万円以上のもので、その性質上、原型のまま比較的長期の反復使用に耐えられるもの ・備品の購入・設置等にかかる経費（機械・設備類に組み込まれ、または付属し、一体として機能するソフトウェア等を含む） ・事業実施担当部署の設置に必要な物品の購入に係る経費（什器、PCや携帯等） ・臓器摘出チームが臓器摘出をするために必要な通信機器や摘出器械等 ・臓器提出チームが事前にシミュレーション訓練等を実施するにあたって必要となる備品費 ・本事業に関係する研修会等の開催にあたって必要な物品の購入に係る経費	・本事業に関係のない、移植実施推進施設の経常的な運営に必要な物の購入に係る経費（什器、PC等） ・通常の業務で使用するもの（医療機器等）	・必要に応じて、見積書、納品書、請求書、設置状況が分かる写真等を要求することがあるのでご承知おきいただきたい。
4	消耗品費	・耐用年数１年未満または取得価格10万円未満のもので、その性質上、使用するに従い消費され、その性質が長期使用に適さないもの ・本事業の実施に必要な事務用紙、文房具等	・移植実施推進施設の経常的な運営に必要なもの（USBメモリ等） ・通常の業務で使用するもの（ボールペン、クリアファイル、ペンライト、咽頭鏡、ストップウォッチ等） ・書籍、雑誌	・当該年度の事業実施に必要な数量が対象となるため、過度の購入とならないように注意すること。
5	印刷製本費	・本事業の内容が主に記載されたもの ・移植実施推進施設が主催する研修会等のポスターやチラシ等		
6	通信運搬費	・本事業の実施に必要な郵便料、電話料、運搬費等 ・臓器摘出チームが臓器摘出実施時に摘出機械等を臓器提供施設に輸送する際にかかる費用	・移植実施推進施設の経常的な運営に必要な経費 ・切手の大量購入	・郵便物を大量に郵送する場合は、郵便局で料金別納郵便により発送すること。
7	借料及び損料	・研修会等の会場借料 ・本事業の実施に必要な通信機器や機械器具等の借料及び損料 ・本事業の実施に必要なオンライン会議システムのアカウント料金	・実施期間外の費用	・例えば、当該年度の７月に１年間（12ヶ月）のリース契約を締結し、１年間分を一括で支払っていても、補助対象は７月から３月までの９ヶ月間分となる。
8	会議費	・会議等の飲料代（アルコール類を除く） ・会議等の茶菓子弁当代（１名あたり税込1,000円まで）	・飲料のうち、アルコール類 ・会議後の懇親会における飲食代 ・自動販売機で購入した飲料など、支出を確認できる資料がないもの	
9	賃金	・職員基本給、職員諸手当、法定福利費を含め、事業を実施するために必要な人員を確保するための費用 ・他の移植実施施設から給与・手当等の支給を受けている職員が臓器摘出チームに参画する場合において、所定労働時間外に発生した臓器摘出事例に対応する場合における人件費。（所属元の給与等と併給にならないようにすること。） ・事業実施担当部署に配置されているレシピエント移植コーディネーター、移植内科医・移植外科医や事務職員等の人件費 ・自施設に受け入れた他の移植実施施設に所属する移植外科医や移植内科医等の臓器移植に関する医師や医療関係職種の人件費。	・本事業に従事しない職員の賃金等 ・算定根拠が不明な賃金等 ・翌年度４月以降に支給される諸手当	・申請にあたっては、雇用される方の雇用形態や業務への従事割合（専従、専任、兼任）等の算定根拠を明示すること。 ・単年度事業であることから、次年度以降の継続を確約するものではないことに留意。 ・本事業に関係する業務に従事している時間分が補助対象となる。 ・移植実施推進施設に求められる要件にもなっているが、移植医療に関わる職員の増員及び処遇改善に向けて、本事業費も積極的に活用いただいて差し支えない。（内容によっては、補助対象にできない可能性もあることから、事前に移植医療対策推進室にも可能な限り協議いただきたい）
10	雑役務費	・移植内科医やレシピエント移植コーディネーターの養成等に資するものとして、移植実施推進施設が認める研修会・セミナー等に参加するための参加費	・自己都合により使用を中止した場合のキャンセル料 ・振込手数料 ・旅行代理店の取扱手数料 ・切手購入の代行手数料 ・機器のメンテナンス等、維持管理にかかる経費	
11	委託費	・本事業の実施にあたり、専門業者に委託して実施することが合理的・効果的なもの ・シミュレーションや研修会を専門の配信業者に依頼してWEB開催する際の費用 ・臓器摘出チームが臓器摘出実施時に必要な摘出器械等に関して、事例発生時に当該器械等を委託業者から発送するための委託費用	・機械設備等の修繕にかかる費用 ・ソフトウェアのバージョンアップ、システム開発や改修等にかかる費用 ・個人との委託契約	補助額のうち、委託費の占める割合は50%未満とすること